津軽広域水道企業団西北事業部郵便入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)において郵便(郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により郵便事業株式会社が送達する信書をいう。)による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札は、津軽広域水道企業団西北事業部条件付き一般競争入札要領(平成21年 3月31日制定)第3条に規定する建設工事を対象に行うことができる。

(公告)

- 第3条 企業長は、郵便入札に付する建設工事の入札公告について、津軽広域水道 企業団水道事業会計規定(平成26年管理規程第4号。以下「会計規定」という。) 第104条第9号に規定するその他必要な事項として、次の各号に掲げる事項を 公告するものとする。
 - (1) 入札書の郵送方法
 - (2) 入札書の到着期限
 - (3) 入札書の送付先
 - (4) 入札回数及び落札業者が決定しなかった場合の手続き
 - (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
 - (6) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送方法)

- 第4条 郵便入札の参加者は入札書(様式第1号)及び工事費内訳書(様式第2号) (以下「入札書等」という。)に必要事項を記入し、公告に示された到着期限までに木造郵便局に局留で郵送しなければならない。
- 2 入札書等の郵送方法は、一般書留又は、簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書等は封筒記載例(様式第3号)により封筒に入れ封印し、表側に宛名、 工事番号、工事名及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人 住所(法人にあっては所在地)及び差出人名(法人にあっては商号及び代表者氏 名)を記載しなければならない。

(入札の辞退)

- 第5条 郵便入札の参加者は、郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。ただし、入札を辞退することはできるものとする。
- 2 前項のただし書きの場合において、入札を辞退する場合は開札日の前日までに 入札辞退届(様式第4号)を入札担当課へ持参して提出しなければならない。

(入札書等の受領)

第6条 契約担当者(津軽広域水道企業団西北事業部総務課総務係に属し、契約を 担当している職員をいう。)は、入札の日に第4条第1項に規定する郵便局から 入札書等を受領するものとする。

(入札の執行)

- 第7条 入札の執行回数は1回とし、落札者がないときは、入札を不調とする。
- 2 落札者に対する連絡は、入札執行後速やかに行うものとする。

(入札の立会い)

- 第8条 企業長は、開札を行うときは入札参加資格者(津軽広域水道企業団西北事業部条件付き一般競争入札要領(平成21年 3月31日制定。以下「条件付き一般競争入札要領」という。)第5条に規定する入札参加資格者をいう。)の中から2人を入札立会人として立会わせなければならない。
- 2 企業長は、前項に規定する入札立会人を選任する場合は、条件付き一般競争入 札参加資格審査申請書(条件付き一般競争入札要領第7条に規定する条件付き一 般競争入札参加資格申請書をいう。以下「申請書」という。)の審査終了後、入 札参加資格の有する者に通し番号を付し、次の表のとおり入札参加資格者数の区 分に応じた番号に該当する者を選任するものとする。

入札参加資格者数	番号	
3人以下	1	2
4人以上10人以下	2	4
11人以上	3	1 1

- 3 企業長は、前項の規定により選任された入札立会人には、入札立会依頼書(様式第5号)により通知し立会いを依頼するものとする。
- 4 前項の規定により依頼された入札立会人が入札に立会いできない場合は、委任 状 (様式第6号) により代理人が立会うものとする。
- 5 入札立会人は、開札前に入札立会人名簿(様式第7号)に署名するものとする。
- 6 入札執行者は、予定された立会人が該当開札に立会わないときには、当該入札事務に従事していない企業団の職員を立会わせるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は、当該入札事務に従事していない企業団の職員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

- 第10条 会計規定第114条の第6号の規定に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 第4条第2項に規定する郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
 - (2) 公告で示した入札書等の到着期限を過ぎた入札
 - (3) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていない入札
 - (4) 入札書等が郵送された封筒記載の差出人(法人にあっては商号及び代表者 氏名)と入札書等の入札者(法人にあっては商号及び代表者氏名)が相違 する入札
 - (5) 指定する様式以外の入札書等による入札
 - (6) 入札書等の金額と工事費内訳書の合計額が一致しない入札

(その他)

第11条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、企業長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年 5月 1日から施行する。

改正

この要領は、平成23年 4月27日から施行する。

改正

この要領は、平成26年 4月21日から施行する。